

新潟市設計等委託業務成績評定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市設計等委託業務検査要綱第11条に規定する成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し、委託業務に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 土木設計、測量、試験及び調査業務（以下、「土木設計等業務」という。）
- (2) 建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務等(以下「建築設計業務」という。)

2 評定は、1件の当初設計金額が500万円以上の委託業務について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該委託業務の監督を行う者（以下「監督員」という。）、総括する者「担当係長等」及び検査を行う者（以下「検査員」という。）とする。ただし、建築設計業務の場合にあっては、監督員を主任調査員に、担当係長等を統括調査員にそれぞれ読み替えるものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態で行うものとする。

3 評定は、次の各号による書類の作成を通じて行うものとする。

- (1) 土木設計等業務

別に定める新潟市土木設計等委託業務成績評定の運用による。

- (2) 建築設計業務

別に定める新潟市建築設計委託業務成績評定の運用による。

(評定の時期)

第5条 検査員は、完了検査を実施後速やかに、担当係長等及び監督員は、委託業務完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の報告)

第6条 検査員は、第4条第3項の各号の規定により作成した書類を添え、検査担当課長に報告する。

(評定結果の通知)

第7条 検査担当課長は、前条の報告を受けたときは、委託業務成績評定通知書により評定結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(評定結果の修正)

第8条 検査担当課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めた場合は、これを修正しなければならない。

2 検査担当課長は、前項の修正を行ったときは、その評定結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 検査担当課長は、第7条で規定する書面の写しを閲覧による方法により速やかに公表しなければならない。

(評定結果の説明請求)

第10条 受注者は、評定結果の通知を受けた日から14日以内(14日目が休日にあたる場合は翌日とする。)に説明請求書(別記様式第1号)により、検査担当課長に対して説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答等)

第11条 検査担当課長は、前条による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

2 検査担当課長は、前項の回答にあたり、新潟市工事等成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)に意見を求めることができるものとし、この評価委員会の運営は別

に定める。

(評定結果の再説明請求)

第12条 前条の回答を受けた受注者は、第10条の規定と同様に再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答等)

第13条 検査担当課長は、前条による再説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

2 検査担当課長は、前項の回答にあたり、評価委員会の審議を経なければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に契約を締結する委託業務から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第10条又は第12条関係）

年 月 日

新潟市検査担当課長 様

評定結果に係る説明請求書（再説明請求書）

住 所

会社名

代表者

新潟市設計等委託業務成績評定実施要領の規定により、評定結果について説明を求めます。

委託業務番号	
委託業務名	
業務期間	
完了検査年月日	
評定点	
備 考	